

2017年5月19日

商品類型 No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）Version1.8」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）Version1」の D-1「プラスチックデッキ材」については、2012年に新規商品類型提案を踏まえ、再生材料に「石炭灰」をカウントできるように部分改定を行ったが、2016年の新規商品類型提案において、食品廃棄物系の貝殻、卵殻（主成分：炭酸カルシウム）を活用したデッキ材が提案されたため、再生材料に追加するものとした。また、D-2「木材・プラスチック再生複合材」では、JIS A 5741に従うものを対象としているが、JIS規格の中では、リサイクル材料としてプラスチック・木材以外の「その他原料」についてもリサイクル材料がカウントできることとなっているため、併せて追加を行うものとした。

なお、漁業や食品工場で廃棄される貝殻、卵殻は、No.112「文具・事務用品 Version2」においても、チョーク、グランド白線で再生材料として認めている。

2. 改定箇所（追記部分下線）

●分類 D-1 ～プラスチックデッキ材～

2. 適用範囲

- プラスチックデッキ材 JIS A 5721
- 住宅のベランダ、バルコニーなどの床を構成するデッキ材で、木材・プラスチック再生複合材を除いたプラスチック製のもの。

4-1.環境に関する基準と証明方法

- (1) プラスチックデッキ材は、製品に含まれるプラスチックの質量に占める再生プラスチック材料の質量割合が50%以上であること。なお、再生プラスチックと石炭灰の複合材の場合は、石炭灰を含めて添加剤（充填材など）に再生材料（石炭灰、貝殻、卵殻など）を使用する場合には、再生プラスチック材料の質量割合と合計して50%以上であることでもよい。

【証明方法】

申込者は製品に配合している再生材料プラスチックの種類と配合率に関する証明

書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。
なお、上記に明記されていない再生材料を使用する場合には、エコマーク審査委員会において本商品類型の「再生材料の定義」に合致すると判断されたものを追加認定する。

●分類 D-2 ～木材・プラスチック再生複合材～

2. 適用範囲

□「木材・プラスチック再生複合材」JIS A 5741 に該当する製品、およびこれを主として用いたエクステリアデッキ材、ルーバーなどの建築製品

4-1.環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、再生プラスチックおよび再・未利用木材、廃植物繊維の合計質量が、プラスチックおよび木質材料の合計質量の50%以上であること。併せて、低位利用木材のうち小径材において、定義に示すaあるいはbに該当する森林認証については、添付1を満たしているものであること。

なお、添加剤（充填材など）に再生材料（石炭灰、貝殻、卵殻など）を使用する場合には、再生プラスチック材料および再・未利用木材、廃植物繊維の質量割合と合計して50%以上であることでもよい。

【証明方法】

申込者は製品に配合している再生材料の種類と配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。間伐材および低位利用木材は、添付1に規定する証明を提出すること。

なお、上記に明記されていない再生材料を使用する場合には、エコマーク審査委員会において本商品類型の「再生材料の定義」に合致すると判断されたものを追加認定する。

3. 改定日： 2017年6月1日

以上